

住民税非課税世帯の皆さまへ 物価高騰重点支援給付金

(3万円/1世帯・子ども2万円/1人)のご案内

- 物価高騰による負担増の影響が大きい、**住民税非課税世帯**（世帯全員が住民税が課税されていない世帯）を支援する給付金です。
 - **令和6年12月13日（基準日）**に串間市に住民登録のある方で、**令和6年度の住民税非課税世帯**（世帯全員が住民税が課税されていない世帯）が対象となります。
 - 給付金を受給するための**手続きは下記**のとおりです。
- ※本給付金は差し押さえが禁止されています。また課税の対象にもなりません。

給付金の支給額

1世帯あたり**3万円**

※18歳以下の子どもがいる場合は
子ども1人当たり**2万円**加算

給付金の支給時期

- 通知書対象世帯：通知書に振込予定日を記載
- 確認書等対象世帯：書類を**提出した日から2～4週間程度**が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（住民税非課税世帯）

**令和6年度住民税非課税世帯
(対象見込世帯)のうち口座
情報のある世帯**

**対象見込世帯のうち
口座情報のない世帯**

**令和6年度住民税が未申告の方がいる
世帯・国外から転入された方
(対象となるか確認できない世帯)**

通知書が届きます。

＜2月中旬＞ごろ

*通知書が届いた方は、内容を確認していただき、変更がある（又は辞退される）場合には、通知書記載の期限までにご連絡ください。変更のための届け出書類を別途送付いたします。

確認書が届きます。

＜2月中旬＞ごろ

*確認書を添付書類とともに郵送、または給付金窓口にご提出ください。

申請手続きが必要です。

提出期限：**令和7年5月31日（土）**

*申請書を添付書類とともに郵送、または給付金窓口にご提出ください。住民税が未申告の方は、事前に税務課で申告手続きをお済ませのうえ、給付金窓口にお問い合わせください。

詳しくは裏面「I」へ

詳しくは裏面「II」へ

上記給付対象者と基準日において同一世帯となっている18歳以下（※）の児童1人あたり2万円を給付
（※平成18年4月2日生まれ以降の児童）

基準日以降から提出期限（令和7年5月31日）までに生まれた子どもも対象となります。

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 通知書が届いた世帯

【令和6年度の住民税が非課税の世帯】

- 対象となる世帯には、串間市から通知書が届きます。

記載内容や課税状況等に変更がないか必ず確認してください。変更がない場合には、連絡は必要ありません。

【確認事項】

- ①給付金の受け取り口座（口座番号、名義など）に変更がないか
- ②修正申告等により課税者の扶養親族のみの世帯となっていないこと

受け取り口座の変更、辞退等を希望される場合は別途届出が必要です。ご連絡をいただいてから届出書等をお送りしますので、まずはご連絡をお願いします。

II 確認書等が届いた世帯

【確認書の対象となる世帯】

- 対象となる世帯には、串間市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 必要事項を記入し、確認書類等を添付して郵送、または給付金窓口にご提出ください。

【確認書の対象とならない世帯】

- 未申告者のいる世帯、国外からの転入世帯等、課税状況の確認ができない世帯が給付金を受け取るには、**申請手続きが必要となります。**
- 申請書に必要事項をご記入のうえ、添付書類とともに郵送、または給付金窓口にご提出ください。住民税が未申告の方は、事前に税務課で申告手続きをお済ませのうえ、給付金窓口にお問い合わせください。

給付金や支援金などを騙る



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

ご連絡・お問合せ先

串間市福祉事務所 物価高騰重点支援給付金 窓口
(串間市総合保健福祉センター1階 7番窓口)

☎0987-72-8880 受付時間 平日9:00~17:00

※おかけ間違いのないようご注意ください！なお、電話での対応は
受付時間内の対応となりますのでご了承ください。